

豊川市森林整備計画

計画期間

自	2023年	4月	1日
至	2033年	3月	31日

愛知県
豊川市

目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1	森林整備の現状と課題	
2	森林整備の基本方針	
3	森林施業の合理化に関する基本方針	
II	森林の整備に関する事項	5
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	
1	樹種別の立木の標準伐期齢	
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	
3	その他必要な事項	
第2	造林に関する事項	7
1	人工造林に関する事項	
2	天然更新に関する事項	
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	
5	その他必要な事項	
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法、 その他間伐及び保育の基準	12
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	
2	保育の種類別の標準的な方法	
3	その他必要な事項	
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	13
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	
3	その他必要な事項	
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	14
1	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針	
2	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大を促進するための方策	
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	
5	その他必要な事項	
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	15
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	
4	その他必要な事項	

第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	15
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	
3	作業路網の整備に関する事項	
4	その他必要な事項	
第8	その他必要な事項	18
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	
Ⅲ	森林の保護に関する事項	19
第1	鳥獣害の防止に関する事項	
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	
2	その他必要な事項	
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	20
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	
2	鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く。)	
3	林野火災の予防の方法	
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	
5	その他必要な事項	
Ⅳ	森林の保健機能の増進に関する事項	21
1	保健機能森林の区域	
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	
4	その他必要な事項	
Ⅴ	その他森林の整備のために必要な事項	21
1	森林経営計画の作成に関する事項	
2	生活環境の整備に関する事項	
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	
4	森林の総合利用の推進に関する事項	
5	住民参加による森林の整備に関する事項	
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	
7	木材利用に関する事項	
8	その他必要な事項	

別表 1
別表 2
別表 3

24
31
37

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は、愛知県東部を占める東三河地域に位置し、県庁所在地の名古屋市から直線距離で約 60km の位置にあり、豊川(とよがわ)の流れや本宮山ろくらの山々、宮路山、御津山など豊かな自然に恵まれた、総面積 16,114ha の東三河地域の中心的都市である。

森林面積は 5,787ha で、そのうち 5,678ha が地域森林計画対象面積である。また、スギ、ヒノキを主体とした人工林面積は 3,912ha であり、人工林率は 68.9% である。

森林は治山・治水の基礎をなすだけでなく、住民のレクリエーションの場としても大きな役割をもっており、その多目的活用を求める要請が一層高まっている。したがって、森林の適正な保全及びそのための基盤整備が極めて重要となっている。

2 森林整備の基本方針

森林は木材の生産はもちろん、国土の保全、水資源のかん養、保健休養の場の提供、自然環境の保全等公益的機能を有しており、それを適切に管理することによってはじめに機能が発揮され活用されるものである。このようなことから、本市においても人工林の適正な間伐及び住宅地周辺の森林の整備を積極的に推進することとする。

(i) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の主な機能を、水源かん養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能からなる公益的機能及び木材等生産機能に大別し、各機能に応じた望ましい森林資源の姿を次のとおり定める。

ア 水源かん養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教

育活動に適した施設が整備されている森林

オ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いある自然景観や歴史的風致を形成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林

カ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林・陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

次表に森林の有する機能ごとの森林整備の考え方及び森林施業の推進方策を示す。

森林整備の考え方及び森林施業の推進方策

森林の有する機能	森林整備の考え方及び森林施業の推進方策
水源かん養機能	<p>地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林は、水源かん養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育層複層林化など、天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>水源かん養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。</p>

森林の有する機能	森林整備の考え方及び森林施業の推進方策
山地災害防止機能／ 土壌保全機能	<p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能、土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の配置を推進することを基本とする。</p>
快適環境形成機能	<p>市民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を推進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。</p>
保健・レクリエーション機能	<p>観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林など、市民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、市民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。</p> <p>また、保健等のための保安林指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
文化機能	<p>史跡、名勝等の所在する森林やこれらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。</p> <p>また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>

森林の有する機能	森林整備の考え方及び森林施業の推進方策
生物多様性保全機能	<p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。</p> <p>とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能を発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。</p> <p>また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。</p>
木材等生産機能	<p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を維持的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の木材を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育層単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。</p> <p>この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p>

【公的機能を有する森づくりの概念】

- ・ 豊富な人工林資源を活用し、林業・木材産業を元気にする森づくりを目指す。
- ・ 森林の有する公益的機能が十全に発揮されるような森づくりを目指す。
- ・ 森林資源を活用し、都市住民との交流を推進するような森づくりを推進する。
- ・ 希少な動植物を保全する森づくりを目指す。
- ・ 下層植生が発達し、土壌の保水機能が高く、水源かん養機能が高度に発揮される森づくりを進める。
- ・ 多様な樹種で構成されており、樹根が発達し、土壌を保持する力が高く、土壌保全機能が高度に発揮される森づくりを進める。
- ・ 森林の健全性を確保し、ニーズに応じた木材の育成、木材生産機能の向上に資する森づくりを進める。
- ・ 伐期齢の延長、一回で伐採する面積を10ha以下に縮小するなど、林地が裸地になる期間を短縮させる施業を行う。
- ・ 間伐・保育を適時に行い、木材の質・材質ともに向上させる施業を行う。
- ・ 適正な森林経営がなされない場合には、森林経営の受託等のあっせんを積極的に行う。
- ・ 路網整備を推進し、効率的な森林施業による適正な森林経営が行われるよう必要な支援をする。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

東三河流域森林・林業活性化協議会の方針に基づき、中部森林管理局愛知森林管理事務所、県、市、森林所有者及びNPO法人等で相互に連絡を密にして、森林施業の共同化、林業後継者の育成、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整備等、長期展望にたった森林・林業諸施策を総合的かつ計画的に実施することとする。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)

1 樹種別の立木の標準伐期齢

平均成長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採期齢及び森林の構成を勘案し次表のとおりとする。

樹種別の立木の標準伐期齢

地域	樹 種				
	スギ	ヒノキ	マツ類	その他針葉樹	広葉樹
市内全域	40年	45年	40年	40年	20年

なお、標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

(i) 伐採について

主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとする。

主伐にあたっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）」を踏まえた伐採・集材方法に留意することとする。

また、伐採後の的確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、の方法を勘案して伐採を行うこととする。

特に伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等に配慮することとする。

なお、自然条件が劣悪なため、更新を確保するための伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等の的確な更新に配慮したものとする。

さらに、林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持並び

に溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

(2) 主伐の方法

皆伐（主伐のうち択伐以外のもの）は、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないように留意しつつ、一箇所当たりの伐採面積の規模に応じて少なくとも20ヘクタールごとに保残帯を設け、適切な伐採区域の形状やモザイク的配置に配慮することとする。

択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）の伐採とする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率により行う。

(3) 主伐の時期

木材生産機能を重視する場合については、標準的な施業体系を次表のとおりとする。その他の場合は、地区の森林構成等を踏まえ、公益的機能の維持・発揮との調和に配慮し、伐期の長期化等を図ることとする。

主伐時期の標準的な目安

樹種	標準的な施業体系		主伐時期の目安(年)
	生産目標	期待径級(cm)	
スギ	心持ち柱材	18	40
	一般建築材	28	55
	造作, 梁, 桁, 板材	36	70
ヒノキ	心持ち柱材	18	45
	一般建築材	28	65
	造作材	36	80
マツ類	一般材	18	40
	長尺材	28	70
広葉樹	きのこ原木	10	20

3 その他必要な事項

保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第10条に規定する森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うこととする。

また、森林の生物多様性の保全の観点から、施業の実施に当たっては、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めることとする。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ的確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととする。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、適地適木を旨として、次表のとおりとし、気候、地形、土壌等の自然条件等に適した樹種を選定することとする。また、土壌条件等によっては、肥料木などの導入も配慮する。

品種は、系統の明らかなもののうちから、既往実績等を勘案して選定する。また、地域の要望を考慮し、成長の早いエリートツリーや少花粉スギ等の花粉症対策苗木の選定に努めるとともに、それらの苗木の増加に努める。

人工造林の対象樹種

針葉樹	スギ、ヒノキ、マツ類
広葉樹	ケヤキ、コナラ等有用広葉樹

なお、郷土種の選定等森林の生物多様性の保全にも留意する。

また、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、県の林業普及指導員又は農務課とも相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

施業の効率性や地位等の自然条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、仕立ての方法別に1ヘクタール当たりの標準的な植栽本数を次表のとおりとする。

人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)	備考
スギ	密仕立て	5,000	
	中仕立て	3,500	
	疎仕立て	2,500	
ヒノキ	密仕立て	5,000	
	中仕立て	3,500	
	疎仕立て	2,500	
マツ類	密仕立て	4,500	
	中仕立て	3,000	
広葉樹	密仕立て	4,500	
	中仕立て	3,000	

なお、複層林化を図る場合の樹下植栽について、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽する。

また、上記の標準的な植栽本数によらない場合は、県の林業普及指導員又は農務課とも相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。

イ その他人工造林の方法

その他の人工造林の方法は、次表のとおりとする。

その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
じごしら 地 拵 えの方法	植栽の支障となる樹木及び下草を伐倒又は刈り払いを行うこととする。また、植栽や保育の支障となる伐倒木及び枝条等が、林地内に残存する場合は、林地内に筋置き等によって整理することを標準とする。なお、寒風害等の恐れのある箇所については、筋刈りや保護樹の残置等を併用する。
植え付け方法・時期	生産目的に応じて、植栽地の自然条件に適した健全な苗木を、春または秋に植え付けることを標準とする。なお、苗木をコンテナ苗とする場合は、地域の既往の成績も考慮しながら、上記以外の時期にも植栽できることとする。

- ・ 低コスト造林として、1,000～2,000本/haの疎植を行う場合は、チューブや筒状ネット等による獣害対策を講じるとともに、経過を確認しつつ、必要に応じて下刈り等の保育作業を行うものとする。
- ・ 上記の他、地域のニホンジカ等による食害等が確認された場合、又は生息密度が高く被害のおそれがある場合には、必要に応じて防護柵等による獣害防止対策を講じるものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の更新など人工造林によるもので皆伐による伐採に係るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を実施し更新を図るものとする。

また、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に人工造林を実施し更新を図るものとする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用によりの確な更新が図られる森林において行うとともに、天然更新完了基準により、森林の確実な更新を図るものとする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種（後継樹として更新の対象とする高木性の樹種。以下同じ。）は、次表のとおりとする。

天然更新の対象樹種

針葉樹	マツ類
広葉樹	シイ・カシ類、ナラ類、ホオノキ、ニレ類、クスノキ類、サクラ類、カエデ類、シデ類等
ぼう芽による更新が可能な樹種	同上 (但し、概ね40年生以下)

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新の対象樹種について、期待成立本数は次表のとおりとし、天然更新を行う際には、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし、草丈以上のものに限る。）を確保するものとする。

天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
広葉樹	10,000本/ha（樹高は30cm以上とする。）

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新補助作業の標準的な方法は、次表のとおりとする。

天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行う。
刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う。
植込み	天然稚樹の生育状況等を勘察し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。
芽かき等	ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき又は植込みを行う。

ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新の状況を確認する方法は、次のとおりとする。

なお、更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図る。

(7) 標準地の設定

標準地の面積は、0.01ha程度とする。標準地の箇所は、対象区域が1ha未満の場合は1箇所。1ha以上の場合は、1haにつき1箇所設定する。

(8) 調査内容など

標準地の全本数を樹種ごとに確認し、記録する。

エ 天然更新の完了基準

天然更新の完了基準は次表のとおりとする。

天然更新の完了基準

更新完了の判断基準	<p>(1) 後継樹は、更新対象樹種のうち樹高が0.5メートル以上の稚樹、幼樹、若齢木、ぼう芽枝等とする。</p> <p>(2) 更新が完了した状態は、前表のアで示す期待成立本数に3/10を乗じた本数が確保されているものとする。</p> <p>(3) 上記の条件を満たす場合であっても、獣害等により健全な生育が期待できないおそれがある場合には、適切な防除方策を実施すること。</p>
-----------	---

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を旨として伐採した年度の翌年度の初日から起算して5年を経過した時点で、2の(2)に定める天然更新の完了基準を満たしていることとする。ただし、その時点で期待成立本数の3/10を下回るものについて、その後2年以内に3/10以上となるよう植栽するものとする。ただし、電力会社（電気事業法第3条及び第27条の4に基づき許可を受けた一般送配電事業者及び送電事業者又は同法第27条の27により届け出た発電事業者）による線下伐採にかかる更新についてはこの限りではない。

3 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の基準

現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林。

(2) 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の所在

該当なし。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ的確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数の基準として、天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、生育し得る最大の立木の本数を10,000本/haとする。

なお、当該対象樹種のうち周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものについて、3,000本/ha以上となる本数を成立させることとする。

5 その他必要な事項

特になし。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法、その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、森林の立木の成育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るものとし、間伐の回数及び間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐率等について、次表を標準とする。

なお、伐採年度の翌年度の初日から起算して、おおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが認められる範囲内で行うものとする。

標準伐期齢以上の林齢についても対象とし、高齢級の森林における間伐については、立木の成長力に留意する。

間伐の標準的な基準

樹種	間伐率 (材積)	実施時期	繰り返 し 期 間	伐採までの 実施回数	最終間伐 の期間
スギ	12~35%	標準伐期齢未満	5~15年	2~4回	主伐予定の 10年以前
		標準伐期齢以上	10~20年	適宜	
ヒノキ	10~35%	標準伐期齢未満	5~15年	2~5回	
		標準伐期齢以上	10~20年	適宜	

注) 間伐の開始時期は概ね4齢級とする。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の標準的な方法については、次表のとおりとする。

保育の種類別の標準的な方法

保育の 種 類	主な樹種	実施時期	実施回数	摘 要
下刈	スギ・ヒノキ	6~7月 (~9月)	5~7回※	雑草木の繁茂が著しい場合は、2回刈を行う。
	マツ類		4~5回	
つる切	スギ・ヒノキ	6~7月	2~4回	つる類が繁茂する場合、下刈り終了後、除伐までの期間に行う。
	マツ類		1~2回	
除伐	スギ・ヒノキ マツ類	6~8月	1~2回	下刈り終了後、間伐までの期間に行う。繰り返しは3~5年とする。
枝打ち	スギ・ヒノキ	11~3月	2~4回	繰り返しは3~5年とする。

※地形、傾斜、自然条件等により下刈り回数を5回未満にすることも可能。

3 その他必要な事項

特になし。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

別表1のとおりとする。

イ 施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、次表のとおり伐期の間隔の拡大を図り、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

森林の区域は、別表2のとおりとする。

伐期の延長を推進すべき森林の伐期齢の下限

樹種				
スギ	ヒノキ	マツ類	その他 針葉樹	広葉樹
50年	55年	50年	50年	30年

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

別表1のとおりとする。

イ 施業の方法

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに、天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進する。

なお、これらの公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林とする。それ以外の森林については、複層林施業を推進すべき森林とする。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林とし、主伐の時期を次表のとおりとするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を推進することとする。

それぞれの森林の区域については、別表2のとおりとする。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

樹種				
スギ	ヒノキ	マツ類	その他 針葉樹	広葉樹
80年	90年	80年	80年	40年

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

ア 区域の設定

別表1のとおりとする。

イ 施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域における人工林の伐採後は、原則として、皆伐後には植栽による更新を行うものとする。

3 その他必要な事項

特になし。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

森林所有者の意向、森林施業の実施状況を勘案し、森林の経営の受委託の推進を図る。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大を促進するための方策

森林所有者から自ら施業を行えない旨の相談等があれば、近隣の森林組合、林業経営体等への施業委託を推進する。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林経営計画における経営の受託にあたっては、森林の育成権が委ねられているものとする。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同じ。）を森林所有者自らが実施できない場合には、本市が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については本

市が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進するものとする。

5 その他必要な事項

特になし。

第6 森林施業の共同化の推進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

森林整備を計画的かつ重点的に行うために、市は地域単位での推進体制の整備に努め間伐をはじめとする森林施業の実施に関する森林所有者との話し合いを行うなどして、森林施業の共同化を促進する。また、共同化された森林施業について、各種事業（あいち森と緑づくり事業等）の活用を視野に入れながら、実施に結びつける。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

間伐、森林作業道の整備など共同化を重点的に実施する。

推進するに当たっては、近隣の森林組合等との連携、不在村森林所有者の施業実施協定への参加促進等を行う。

共同化された森林施業について、各種事業の活用を視野に入れながら実施に結びつける。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）全員により、各年度の当初などに年次別の詳細な実施計画を作成し、代表者などによる実施管理を行うこととし、間伐を中心とした施業は、可能な限り共同で又は意欲ある林業経営体などへの共同委託により実施する。

作業路網その他の施設の維持運営は、共同施業実施者の共同により実施する。

共同施業実施者が他の共同施業実施者に不利益を被らせることがないように、予め個々の共同施業実施者が果たすべき責務などを明らかにする。

4 その他必要な事項

特になし。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

林道等の開設については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出に伴う間伐の実施や循環型林業の推進に向けた主伐と植栽、多様な森林への誘導等に必要森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、林道路網の根幹をなし、山村地域の道路網を補完する「林道」、専ら森林施業のための道で必要最小限の規格・構造を有する「林業専用道」、更に間伐を始めとする森林整備、木材の集材・搬出を行うために継続的に用いられる「森林作業道」を効果的に配置して路網を形成し、高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システ

ムに対応したものとする。

また、効率的な森林施業を推進するため、林道(林業専用道を含む。以下同じ。)及び森林作業道を適切に組み合わせて開設するものとする。

なお、林道の整備に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応への視点を踏まえて推進するものとする。

林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準は次表のとおりとする。

林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準

区 分	作業システム	路 網 密 度
緩 傾 斜 地 (0° 以上～15° 未満)	車両系作業システム	110m/ha 以上
中 傾 斜 地 (15° 以上～30° 未満)	車両系作業システム	85m/ha 以上
	架線系作業システム	25m/ha 以上
急 傾 斜 地 (30° 以上～35° 未満)	車両系作業システム	60(50)m/ha 以上
	架線系作業システム	20(15)m/ha 以上
急 峻 地 (35° 以上)	架線系作業システム	5m/ha 以上

注1：「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

注2：「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の作業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

なお、路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に適用し、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しない。

注3：「急傾斜地」の()書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度。

なお、路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に適用し、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しない。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

該当なし。

3 作業路網の整備に関する事項

(i) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

林道の作設にあたっては、安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の林道の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、又は林業専用道作設指針（平成22年9月24日付け22林整第602号林野庁長官通知）を基本として愛知県林業専用道作設指針（平成23年4月1日付け23森保第207号）に則り開設する。

イ 基幹路網の整備計画

開設に当たっては森林施業の優先順位に応じた整備を推進する。

基幹路網の整備計画

開設／ 拡張	種 類	区 分	位 置	路 線 名	延長及 び 箇所数 (m)	利用区 域面積 (ha)	前半 5ヶ 年の 計画 箇所	備 考
開設	自動車道		長沢町	上谷下	2,800	171		
〃	自動車道		〃	下谷下	3,300	115		
〃	自動車道		上長山町	長山本沢支	500	97		
〃	自動車道		千両町	千両2号	4,000	65		
拡張	(改良)		上長山町	本宮山	10	166	○	
〃	〃		長沢町	小沢	2	82		
〃	〃		萩町	牛沢下谷下	1	171	○	
〃	〃		〃	観音山	5	81		
〃	〃		千両町	小路	5	51		
〃	〃		財賀町	千両財賀	1	33		
拡張	(舗装)		千両町	千両	5,000	162		
〃	〃		〃	東鞍狭間	200	50	○	
〃	〃		財賀町	財賀	1,200	31		

開設／ 拡張	種 類	区 分	位 置	路 線 名	延長及 び 箇所数 (m)	利用区 域面積 (ha)	前半 5ヶ 年の 計画 箇所	備 考
拡張	(舗装)		上長山町	本宮山	1,500	166	○	
〃	〃		東上町	猿音	800	88		
〃	〃		長沢町	明ヶ沢	600	26		

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

林道、林業専用道、森林作業道については、「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

国の森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け林整整第656号林野庁長官通知）を基本として、県で定める森林作業道作設指針に則り開設する。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け林整整第656号林野庁長官通知）等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理する。

4 その他必要な事項

特になし。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

雇用管理体制の整備、通年雇用体制の確立、社会保険制度への加入等就労条件の改善高性能林業機械の導入等による労働強度の軽減を図ることなどにより、雇用の長期化・安定化を進める。また、林業研修等の実施による知識・技術の向上や労働安全衛生の確保に努める。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

林業における安全性の確保、生産性の向上及び生産コストの低減を図るため、次のことを推進する。

- (1) スイングヤーダ、プロセッサ等の高性能林業機械の導入

- (2) 森林施業の機械化、ICT化を推進
- (3) 高性能林業機械のオペレーター育成のため、(公財)愛知県林業振興基金が実施する技術研修会等への積極的参加を推進し、林業における安全性の確保及び生産コストの低減を図る。

高性能林業機械を主体とする機械の導入目標

作業の種類	現 状	将 来
伐 木	チェーンソー	チェーンソー ハーベスタ
集 材	単線	スイングヤーダ ハーベスタ
造 材	チェーンソー	プロセッサ ハーベスタ

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

本市には施設整備計画はないが、東三河流域の木材の流通加工の拠点として整備された、三河材流通加工事業協同組合（HOLZ三河）の活用を推進する。

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカにより被害を受けている森林及び被害の恐れがある森林等について、その被害の状況や生息状況を把握できる全国共通のデータ「森林生態系多様性基礎調査」の調査結果等を基に、鳥獣害防止森林区域を別表3のとおり定める。

(2) 鳥獣害防止の方法

ニホンジカによる被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイによる被害防止対策を単独で、又は組み合わせて推進する。また、その被害対策は、特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進する。

なお、アに掲げる防護柵等については、新設・既設を問わず、維持管理・改良等を適切に行いながら被害防止効果の発揮に努めるとともに、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整を図りつつ、効果的な防止対策を推進する。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、忌避剤の散布、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等。

イ 捕獲

わな捕獲、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の実施。

2 その他必要な事項

ニホンジカの被害対策の実施状況の確認は、各種会議やシカ情報マップ

(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shinrin-ringyo-c/deer-existence-app.html>)

等を通じて情報を収集するとともに、必要に応じて現地調査や森林所有者等から報告を求めると等により行う。

なお、ニホンジカの被害対策が実施されていない場合には、森林所有者等に対する助言・指導等を行い被害の防止を図る。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害による被害については、その早期発見及び早期駆除に努め、かつ、的確な防除の推進を図るとともに、積極的に予防措置を講ずるものとする。

松くい虫の防除については、地上散布、樹幹注入、特別伐倒駆除の実施を必要に応じて行う。カシノナガキクイムシによるナラ枯れについても、被害木の焼却や薬剤処理等を必要に応じて行い、被害の拡大防止及び防除に努める。

なお、森林病虫害等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合については、その必要性に応じて伐採等の指導等を行う。

(2) その他

森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、県、近隣市町村、林業経営体、森林所有者等間の連絡等の体制強化を図る。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

第1の1(1)において定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携を図りつつ、県や森林所有者等と協力し、野生鳥獣の行動範囲を考慮した防除活動等を総合的かつ効果的に推進する。

また、広葉樹植栽や針広混交林など、野生鳥獣との共存に配慮した森林整備の推進に努める。

3 林野火災の予防の方法

次の対策を推進する。

- (1) 林野火災予防の普及、啓発
- (2) 林野パトロールの実施
- (3) 防火施設（防火線、防火樹帯、防火道、防火用水）の整備
- (4) 路網の整備
- (5) 予防機材等の整備

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れを実施する場合は、豊川市火入れに関する条例（平成19年12月26日付け条例第50号）及び豊川市火入れに関する条例施行規則（平成17年4月1日付け規則第26号）に則して実施する。

5 その他必要な事項

特になし。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし。

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

該当なし。

4 その他必要な事項

特になし。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(i) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たっては、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ的確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上での留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努める。

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

路網の整備の状況その他の地域の実情からみて、造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域について、次表のとおり定める。

森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

区域名	林班	区域面積 (ha)
豊川西	1001～1024, 1040, 1041	794.32
豊川東	1025～1039	679.19
一宮南	2001～2006, 2010～2012, 2017, 2018, 2030, 2031, 2039～2045	331.42
一宮北	2007～2009, 2013～2016, 2019～2029, 2032～2038	1,156.99
音羽	3001～3029	2,157.59
御津	4001～4009	558.68
	合計	5,678.19

2 生活環境の整備に関する事項

特になし。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

特になし。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

特になし。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

ア 地域住民の意見やニーズを反映し、整備を進めるとともに、協働による森林の整備を進める。

イ 林業体験活動を推進する。

ウ 小中学生等に対する森林環境教育への森林活用を図る。

(2) 上下流連携による取組みに関する事項

上流域の森林は、水源かん養機能の維持増進を図る必要のある森林として位置づけられ、下流域の水資源として活用されていることから、下流域である本市も水資源確保のため森林整備の必要性に対する理解と協力を得るよう努める。

また、森林整備協定締結等による森林整備を推進する。

(3) その他

特になし。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

計画期間内における森林経営管理事業計画は、次表のとおりとする。

計画期間内における森林経営管理事業計画

区域	作業種	面積 (h a)	備考
上長山町	保育間伐	5. 1	
萩町	保育間伐	13. 0	
御津町金野	保育間伐	15. 2	
足山田町	保育間伐	15. 0	

7 木材利用に関する事項

本市では、愛知県が定めた「愛知県木材利用促進条例」（令和4年4月1日施行）及び「木材利用の促進に関する基本計画」（令和4年4月1日策定）に即して、「豊川市公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」を定め、公共建築物等の整備における積極的な木材の利用を推進する。

8 その他必要な事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従って施業を実施する。

また、環境の保全等については、今後とも地域と一体となり推進し、財産区有林においては、森林経営計画に基づき、適切な施業を実施することとする。

別表 1

区 分		森 林 の 区 域		面 積 (ha)
		林 班	小 班	
水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		1008	全域	23.10
		1009	全域	49.87
		1013	全域	31.11
		2020	全域	33.58
		2021	全域	40.55
		2022	全域	62.07
		計		240.28
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1016	い	24.35
		1019	い	45.76
		1026	い	12.15
		〃	と	11.88
		1028	い	50.42
		1030	い	47.31
		1031	い	36.61
		1032	ろ	23.47
		1033	い	77.98
		2009	い	53.12
		2015	い	44.66
		2016	い	45.40
		2023	い	46.03
		2024	い	70.10
		2027	い	81.16
		2028	い	48.62

区 分		森 林 の 区 域		面 積 (ha)
		林 班	小 班	
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	2032	は	14.90
		2034	い	60.61
		2035	い	58.61
		2037	い	58.04
		2039	に	9.51
		3001	い	34.32
		〃	ろ	30.85
		3002	い	16.29
		〃	ろ	26.77
		〃	は	11.95
		3003	い	95.11
		〃	ろ	27.58
		〃	に	9.10
		3004	い	9.75
		〃	は	4.59
		〃	に	35.70
		〃	ほ	2.19
		3005	い	66.07
		3006	い	81.19
		〃	ろ	2.06
		3007	い	51.38
		3008	い	138.60
		3009	い	78.03
3010	い	82.45		
〃	ろ	24.27		

区 分		森 林 の 区 域		面 積 (ha)
		林 班	小 班	
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	3010	は	10.87
		〃	に	1.08
		3011	い	86.04
		3012	い	23.15
		〃	ろ	28.88
		3012	は	4.35
		〃	に	3.66
		3014	ろ	13.11
		3016	は	13.19
		〃	に	4.47
		3017	い	27.31
		〃	ろ	5.98
		〃	は	21.56
		3018	い	55.18
		3019	い	63.06
		3021	は	3.56
		3022	い	41.06
		〃	ろ	22.64
		〃	は	10.09
		3023	い	30.88
		3024	い	7.03
		3025	は	5.33
		3026	は	18.16
3027	い	90.04		
3027	ろ	12.35		

区 分		森 林 の 区 域		面 積 (ha)
		林 班	小 班	
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	3027	は	5.05
		〃	に	6.40
		3028	に	4.62
		4001	ろ	9.98
		4005	い	65.51
		4006	い	44.41
		〃	ろ	2.99
		4007	い	24.84
		〃	は	7.67
		〃	に	8.18
		〃	ほ	28.35
		4008	ち	6.70
		〃	り	27.05
		〃	ぬ	5.28
		4009	い	13.24
		〃	ろ	3.16
	計		2,615.40	
	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林を推進すべき森林	—		—

区 分		森 林 の 区 域		面 積 (ha)
		林 班	小 班	
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1016	ろ	4.78
		1019	い	45.76
		1026	は	7.62
		〃	に	2.64
		2028	い	48.62
		2029	い	2.64
		〃	ろ	5.82
		〃	は	5.83
		〃	に	13.31
		3021	ろ	12.60
		〃	は	3.56
		〃	に	4.74
		3027	い	90.04
		3028	い	35.80
		〃	ろ	60.97
		3029	い	82.91
		4001	い	3.59
		〃	ろ	9.98
		〃	ほ	8.36
		〃	と	4.80
		計	454.37	
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		1021	全域	39.59
		1022	全域	23.22
		1025	全域	63.43

区 分	森 林 の 区 域		面 積 (ha)
	林 班	小 班	
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1026	全域	73.93
	1027	全域	59.14
	1028	全域	50.42
	1029	全域	38.43
	1030	全域	47.31
	1031	全域	36.61
	1033	全域	77.98
	1034	全域	85.47
	1035	全域	54.89
	2007	全域	34.09
	2008	全域	47.18
	2009	全域	53.12
	2023	全域	46.03
	2024	全域	70.10
	2034	全域	60.61
	2035	全域	58.61
	2037	全域	58.04
	3005	全域	67.70
	3006	全域	83.25
	3007	全域	51.38
	3008	全域	138.60
	3009	全域	78.03
	3010	全域	118.67
3011	全域	86.04	
3012	全域	60.04	

区 分	森 林 の 区 域		面 積 (ha)
	林 班	小 班	
木材の生産機能の維持増進を図るための森林 施業を推進すべき森林	3028	全域	113.04
	3029	全域	82.91
	計		1,957.86

別表 2

区 分		森 林 の 区 域		面 積 (ha)
		林 班	小 班	
水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林 (標準伐期齢+10年)	1008	全域	23.10
		1009	全域	49.87
		1013	全域	31.11
		2020	全域	33.58
		2021	全域	40.55
		2022	全域	62.07
		計		240.28
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林 (標準伐期齢×2倍)	1016	い	24.35
		1026	い	12.15
		〃	と	11.88
		1028	い	50.42
		1030	い	47.31
		1031	い	36.61
		1032	ろ	23.47
		1033	い	77.98
		2009	い	53.12
		2015	い	44.66
		2016	い	45.40
		2023	い	46.03
		2024	い	70.10
		2027	い	81.16
		2032	は	14.90
2034	い	60.61		

区 分		森 林 の 区 域		面 積 (ha)
		林 班	小 班	
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林 (標準伐期齢×2倍)	2035	い	58.61
		2037	い	58.04
		2039	に	9.51
		3001	い	34.32
		〃	ろ	30.85
		3002	い	16.29
		〃	ろ	26.77
		〃	は	11.95
		3003	い	95.11
		〃	ろ	27.58
		〃	に	9.10
		3004	い	9.75
		〃	は	4.59
		〃	に	35.70
		〃	ほ	2.19
		3005	い	66.07
		3006	い	81.19
		〃	ろ	2.06
		3007	い	51.38
		3008	い	138.60
		3009	い	78.03
		3010	い	82.45
		〃	ろ	24.27
〃	は	10.87		
〃	に	1.08		

区 分		森 林 の 区 域		面 積 (ha)
		林 班	小 班	
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林 (標準伐期齢×2倍)	3011	い	86.04
		3012	い	23.15
		〃	ろ	28.88
		〃	は	4.35
		〃	に	3.66
		3014	ろ	13.11
		3016	は	13.19
		〃	に	4.47
		3017	い	27.31
		〃	ろ	5.98
		〃	は	21.56
		3018	い	55.18
		3019	い	63.06
		3022	い	41.06
		〃	ろ	22.64
		〃	は	10.09
		3023	い	30.88
		3024	い	7.03
		3025	は	5.33
		3026	は	18.16
		3027	ろ	12.35
		〃	は	5.05
		〃	に	6.40
		3028	に	4.62
		4005	い	65.51

区 分		森 林 の 区 域		面 積 (ha)
		林 班	小 班	
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林	択伐による複層林施業を推進すべき森林	—	—
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		—	—

別表 3

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)
ニホンジカ	1009～1012	3,004.05
	1017～1021	
	1025～1036	
	2007～2009	
	2011～2016	
	2022～2026	
	3001～3004	
	3006	
	3010～3026	